

# 重要事項説明書

当事業者の訪問リハビリ提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。  
(令和8年6月現在)

## 1 事業者の概要

### (1) 名称等

名称	JA静岡厚生連遠州病院 訪問リハビリステーション
所在地	〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目1番1号
電話番号	053-401-0307
法人種別及び名称	JA静岡厚生連遠州病院
代表者職	病院長
代表者氏名	大石 強
サービス提供責任者氏名	伊藤 舞
介護保険事業者番号	2217110069
指定年月日	平成 22年 4月 1日
サービスを提供する通常の実施地域	浜松市中央区（旧天竜区、旧浜北区、旧北区を除く）

### (2) 同事業所の職員体制等

	資格	常勤	常勤兼任	非常勤	計
サービス提供責任者	作業療法士	1名			1名
サービス提供職員	理学療法士		4名	1名	10名
	作業療法士		4名		
	言語聴覚士		1名		

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日	但し、国民の祝日、年末年始（12月30日から1月3日）、開院記念日、その他理事長の定めた日を除く
営業時間	8:30～17:00	

## 2 訪問リハ（介護予防訪問リハ）サービスの概書

### （1）訪問リハサービスの内容

基本動作・日常生活行為・日常生活関連行為・活動および社会参加に関する行為などの生活行為全般における再建および質向上のための障害評価・身体機能訓練・日常生活動作練習・日常生活関連動作練習・活動および社会参加に関する動作練習・住環境整備・専門的助言指導・精神心理的サポートなどをおこないます。

その他 介護保険に関する相談サービス提供事業者、介護支援専門員との連携などもおこないます。

### （2）利用料金

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度法規定により負担割合証に記載されている割合に準じた金額が自己負担額となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

あなたの被保険者証に支払い方法変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、10割の料金をいただきます。

この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を担当地区の介護保険課の窓口へ提出して、払い戻しを受けて下さい。

※ 短期集中リハビリテーション加算は、退院(所)日または介護認定日から3ヶ月以内、週2回以上かつ40分以上の訪問リハビリテーションを実施した場合にのみ付きます。

■ 1週間に6回（120分）までを限度に利用可能です。

ただし、退院・退所の日から起算して3月以内の利用者は1週間に12回（240分）まで利用可能です。

■ 浜松市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.17円を乗じた金額が料金となっています。なお、利用料（自己負担）は、負担割合証に記載されている割合に準じた金額となります。

■ 前頁料金は、1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

■ 支払方法

月末にしめ、翌月の27日に指定口座から引き落としとなります。

減算について

■ 当事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合、-50単位/回とします。

■ 予防は利用開始日属する月から12か月超となる場合、-5単位/回とします。

### （3）キャンセル

①利用者が、サービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

全体窓口（連絡先電話）053-401-0307

②利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。

時間および加算	基本単位/	基本利用料（10割） 地域区分適用後
20分×1回 → 20分	308単位/1日	3,132円
20分×2回 → 40分	616単位/1日	6,265円
20分×3回 → 60分	924単位/1日	9,397円
20分×1回 → 20分（予防）	298単位/1日	3,031円
20分×2回 → 40分（予防）	596単位/1日	6,061円
20分×3回 → 60分（予防）	894単位/1日	9,092円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位/1回（20分）	61円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3単位/1回（20分）	31円
短期集中リハビリテーション加算※	200単位/1日	2,034円
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	180単位/1月	1,831円
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	213単位/1月	2,166円
リハビリテーションマネジメント加算 追加 ※事業所の医師が利用者または家族にリハビリ テーション計画について説明し同意を得た場合	270単位/1月 リハビリテーションマネ ジメント加算に追加	2,746円
退院時共同指導加算	600単位/退院につき 1回まで	6,102円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位/週2回まで	2,441円
口腔連携強化加算	50単位/1月 （該当時）	509円
移行支援加算 （介護のみ）	17単位/1日	173円
処遇改善加算	総単位数の1.5%	総単位数の1.5%

### 3 相談窓口・苦情対応

サービス提供責任者は、次のとおりです。サービスについてのご相談や不満がある場合には、どのようなことでもお寄せ下さい。

①サービス提供責任者

伊藤 舞

電話 053-401-0307

②区市町村相談・苦情窓口

浜松市 介護保険課 電話 053-457-2321

国保連合会 介護保険担当 電話 054-253-5580

## 当事業所における利用者様にかかる個人情報の利用目的

当訪問リハビリ事業所（以下「事業所」とします）では、利用者様の権利としてのプライバシー保護に十分配慮しています。

また、利用者様から知り得た訪問リハの情報を利用するにあたり、以下のとおり利用目的を特定し公表いたしますのでご了承ください。

なお、下記利用についても利用者様のご意思に反する場合は、その申し出により利用することはありません。「苦情相談窓口責任者（管理者）」までご相談ください。

#### 1. 訪問リハサービスの利用者様への訪問リハの提供に必要な利用目的

##### (1) 事業所内部での利用に係る事例

- ①事業所の利用者様に提供する訪問リハサービス
- ②訪問リハに係る保険事務
- ③利用者様に係る当事業所の管理運営業務のうち、
  - －利用開始終了等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －利用者様の訪問リハサービスの向上
- ④オンラインを使用した情報交換

##### (2) 他の事業者への情報提供を伴う事例

- ①当事業所が利用者様に提供する訪問リハサービスのうち、
  - －利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －主治医、他病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
  - －その他の委託業務
  - －家族等への心身の状況説明
- ② 訪問リハに係る保険事務のうち、
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等

④ オンラインを使用した情報交換

2. 上記以外の利用目的

(1) 事業所内外部での利用に係る事例

① 事業所の管理運営業務のうち、

- － 訪問リハサービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- － 当事業所内において行われる学生等の実習への協力
- － 当事業所内において行われる症例研究・発表等

(2) 他の事業所等への情報提供を伴う事例

① 外部監査機関への情報提供

② 関係法令等に基づく行政機関への報告等